

厚生労働科学研究費補助金等取扱規程第3条第9項及び同条第11項の規定による特定給付金及び補助金を交付しないこととする期間の取扱いについて
(平成18年3月31日厚科第0331002号厚生科学課長決定)

(平成22年3月31日科発0331第5号一部改正)

(平成28年3月31日科発0331第3号一部改正)

1 趣旨

厚生労働科学研究費補助金等取扱規程(平成10年4月9日厚生省告示第130号。以下「取扱規程」という。)第3条第9項及び同条第11項の規定による特定給付金及び補助金を交付しないこととする期間について、それぞれ以下のとおり取り扱うこととする。

2 取扱規程第3条第9項の規定による特定給付金の取扱い

取扱規程第3条第9項の規定による特定給付金とは、次に掲げる事業等により交付される給付金とする。

- (1) 食品健康影響評価技術研究
- (2) 戦略的情報通信研究開発推進事業
- (3) ICTイノベーション創出チャレンジプログラム
- (4) デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発
- (5) 消防防災科学技術研究推進制度
- (6) 国家課題対応型研究開発推進事業
- (7) 科学研究費助成事業(科研費)
- (8) 戦略的創造研究推進事業
- (9) 研究成果展開事業
- (10) 国際科学技術共同研究推進事業
- (11) 医療研究開発推進事業費補助金
- (12) 保健衛生医療調査等推進事業費補助金
- (13) 農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業
- (14) 革新的ものづくり産業創出連携促進事業
- (15) 戦略的基盤技術高度化・連携支援事業
- (16) 先導的産業技術創出事業
- (17) 建設技術研究開発助成制度
- (18) 交通運輸技術開発推進制度
- (19) 環境研究総合推進費

- (20) 安全保障技術研究推進制度
- (21) 消防防災科学技術研究開発制度
- (22) 世界トップレベル国際研究拠点形成促進プログラム
- (23) イノベーション実用化助成事業
- (24) 人文学及び社会科学における共同研究拠点の整備の推進事業
- (25) 地域資源活用型研究開発事業
- (26) エコイノベーション推進・革新的温暖化対策技術発掘プログラム
- (27) エネルギー使用合理化技術戦略的開発
- (28) 地域卓越研究者戦略的結集プログラム
- (29) 戦略的イノベーション創出推進事業
- (30) 若手研究者ベンチャー創出推進事業
- (31) エコイノベーション推進・革新的温暖化対策技術発掘・実証プログラム
- (32) 環境研究・技術開発推進費
- (33) ICTグリーンイノベーション推進事業
- (34) 先進技術型研究開発助成制度
- (35) 国家基幹研究開発推進事業
- (36) 食品健康影響評価技術研究事業
- (37) 戦略的国際連携型研究開発推進事業
- (38) 新たな通信・放送事業分野開拓のための先進技術型研究開発助成制度
- (39) 国家課題対応型研究開発推進事業
- (40) オーフアンドラッグ・オーファンデバイス研究開発振興事業費
- (41) 地球温暖化対策技術開発・実証研究事業
- (42) ビッグデータ時代に対応するネットワーク基盤技術の確立等
- (43) 地域中小企業イノベーション補助事業
- (44) ICTイノベーション創出チャレンジプログラム
- (45) 厚生労働科学研究
- (46) オーフアンドラッグ・オーファンデバイス研究開発振興事業（先駆的医薬品・医療機器研究発掘支援事業）
- (47) ものづくり中小企業・小規模事業者等連携事業創造促進事業

3 取扱規程第3条第9項の規定による補助金を交付しないこととする期間の 取扱い

取扱規程第3条第9項の規定による補助金を交付しないこととする期間は、特定給付金の他の用途への使用をし、又は当該他の用途への使用を共謀し、その他特定給付金の交付の対象となる事業に関して特定給付金の交付の決定の内

容、これに附した条件その他法令又はこれに基づく国の機関若しくは独立行政法人の長の処分違反に違反したこと、又は偽りその他不正の手段により特定給付金の交付を受けたこと若しくは当該偽りその他不正の手段による経費の使用を共謀したことにより、その行う事業について一定期間当該特定給付金を交付しないこととされた者が行う事業について一定期間前項各号の特定給付金を交付しないこととされた場合における当該一定期間とする。

4 取扱規程第3条第1項の規定による補助金を交付しないこととする期間の取扱い

取扱規程第3条第1項の規定による補助金を交付しないこととする期間は、特定給付金の交付対象事業において研究活動の不正があったと認められ、当該事業を行ったこと若しくは他の者が共同で行ったこと又は当該不正を共謀したことにより、その行う事業について一定期間当該特定給付金を交付しないこととされた者が行う事業について一定期間第2項各号の特定給付金を交付しないこととされた場合における当該一定期間とする。

附則

- 1 この決定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正前の決定（以下「旧決定」という。）第1項、第2項及び第3項の規定は、この決定の施行後も、なおその効力を有する。